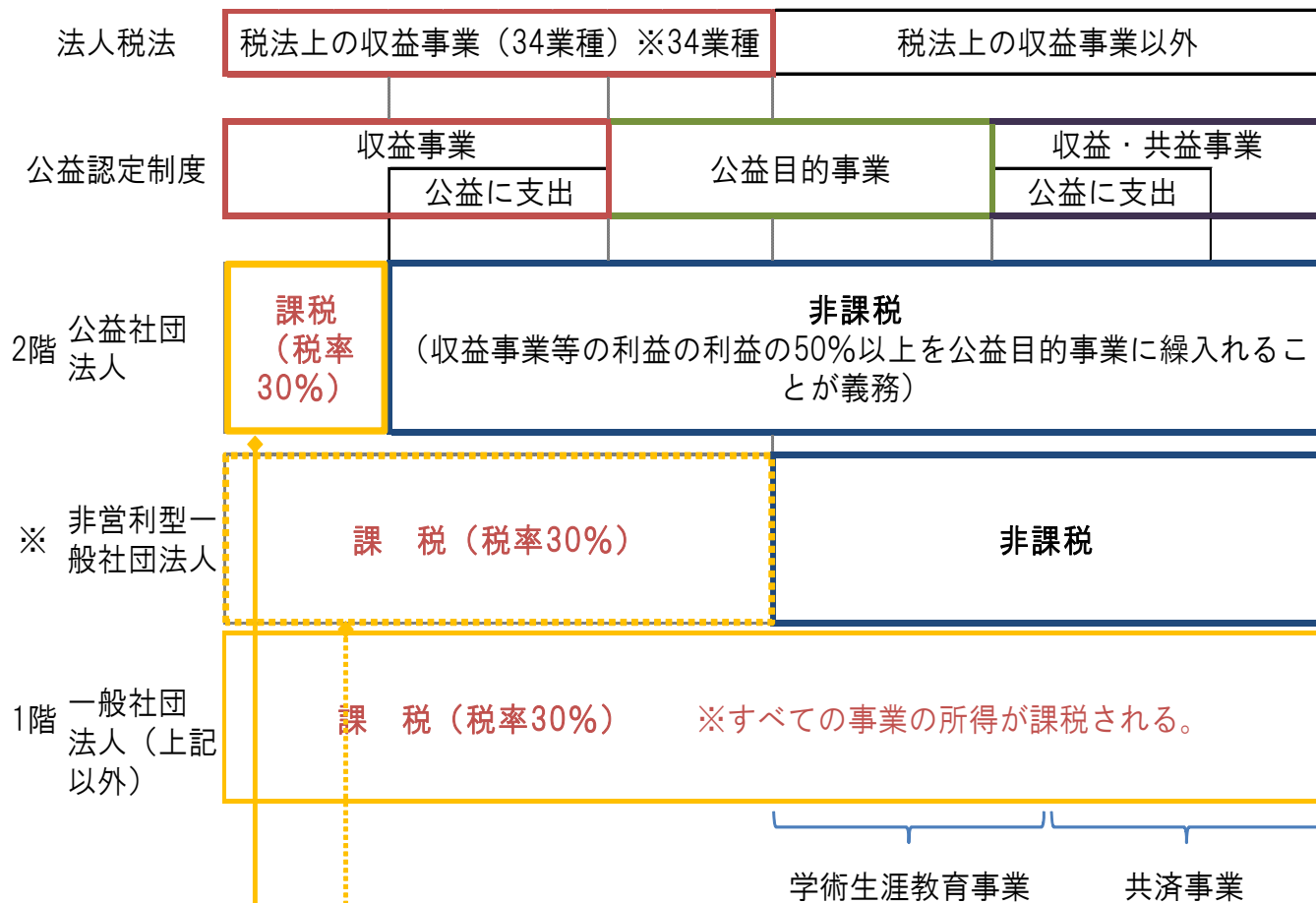


I. 法人税課税の概要



※一定の要件を満たすもの（税法独自）

⇒ 一定の要件：剰余金の分配禁止、残余財産の国等への帰属、同族役員 3分の1 以下など。

法人税法上の収益事業に該当し、かつ、公益認定上も収益事業に該当し、かつ、公益目的事業に繰入支出もしなかった所得が課税される。

法人税法上の収益事業に該当する所得が課税される。

※法人税法上の収益事業であれば、公益目的事業であっても課税。公益目的に支出しても課税。

Ⅱ. 公益社団法人と一般社団法人（非営利型）に対する法人税法上の取扱い

公益社団法人と非営利型一般社団法人に対する法人税法上の取扱いを要約すると以下の通りとなります。

	公益社団法人	非営利型一般社団法人
課税所得	収益事業から生じた所得についてのみ課税	
	収益事業の範囲からは公益目的事業を除く	
適用税率	800万円以下の部分 22% (注：現在こちらの税率を適用) 800万円 超 の部分 30%	
みなし寄附金制度の適用	収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額は、収益事業に係る寄附金の額とみなす。	
寄附金損金算入限度額	②の金額が①の金額を超える場合は②の金額 ① 所得金額の50%に相当する金額 ② 公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超える場合には、そのみなし寄附金額に相当する金額）	
利子等にかかる源泉所得税の取扱い	非課税	課税

- 1) 法人税の課税対象については、公益社団法人、非営利型一般社団法人共に、収益事業から生じた所得に対してのみ課税されるという点において差異はありません。しかし、公益社団法人が行う公益目的事業については、当該事業が法人税法上は収益事業に該当する場合であっても、課税される収益事業の範囲からは除かれます。
- 2) 適用される税率については、公益社団法人、非営利型一般社団法人で差異はありません。
- 3) 公益社団法人については、みなし寄附金制度の適用がありますが、非営利型一般法人等についてはみなし寄附金制度の適用はありません。つまり、収益事業から非収益事業へ繰り入れた金額等について、公益社団法人の場合には寄附金損金算入限度額を超える金額についてのみ法人税が課税されますが、非営利型一般社団法人については、収益事業から非収益事業へ繰り入れた金額等の全額に対して法人税が課税されます。

なお、公益社団法人の場合の寄附金損金算入限度額は、所得金額の50%相当額か、公益目的事業の実施のために必要な金額のいずれかとなります。そのため、公益目的事業の実施のために必要な金額が、収益事業から非収益事業へ繰り入れた金額等を超える場合には、みなし寄附金の全額が損金算入されることになります。

4) 銀行預金等の利息に係る源泉所得税については、公益社団法人は非課税ですが、非営利型一般社団法人については課税されます。

5) 医師会等が設置する各種施設に関する固定資産税等については、従来から地方自治体ごとに条例で各種減免措置等が定められていますが、従前、非課税措置が講じられている施設については公益法人制度改革に合わせて以下の措置が採られています。

A 公益社団法人が設置する施設について、旧民法第34条法人が設置するものと同様に非課税

B 一般社団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについては、平成25年度分まで非課税措置が継続されます。

非営利一般社団法人に移行後については、政令で定める医療関係者の養成所等において直接教育の用に供する固定資産について非課税措置が継続されます。

(地方税法348条2項9の2)

Ⅲ. 移行後の法人税額等の比較

	旧税率（特例民法法人）	新税率（公益社団法人）	新税率（非営利一般法人）
課税所得金額	537,537	0	1,151,877

法人税等の計算

法人税			
800万円以下	96,660	0	253,220
800万円超			
法人税合計	96,600	0	253,220
法人事業税			
400万円以下	14,400	0	31,000
400万円超800万円以下			
小計	14,400	0	31,000
地方法人特別税	11,600	0	25,100
法人県民税			
法人税割	4,800	0	12,600
均等割	21,000	21,000	21,000
小計	25,800	21,000	33,600
事業税・県民税合計	51,800	21,000	89,700
法人市民税			
法人税割	14,100	0	37,100
均等割	50,000	50,000	50,000
法人市民税合計	64,100	50,000	87,100
法人税額等 総合計	212,500	71,000	430,020

※税額算定にあたっての前提条件

- ① 税額の算定の根拠について：平成 22 年度決算額を基に算定。
- ② 公益社団法人に移行した場合の税額について：
会費・入会金を全額収益事業に計上したものとして算定。（注：会費規程において、収益事業で計上できる旨別途定める必要があります。）
- ③ 収益事業及びそれに係る経費について：平成 22 年度決算額を基に算定しているため、移行後の経費の額については金額が変動します。（非営利一般法人に移行の場合）